

# 建設関連業種のみなさまへ 加入のご案内

あんしん財団会員のみ  
ご加入いただけます!

作業対象物担保追加条項セットにより「作業対象物」の損壊に伴う賠償事故も補償!

## ～第三者賠償責任保険のメリット～

- 工事中はもちろん! 特約で**工事終了後の事故**も幅広く補償
- 有利な**団体契約!**  
(団体に適した保険料を設定することにより、合理的で加入しやすい制度となっております。)
- 年間包括契約だから**全請負工事**(下請工事も含みます。)が対象!
- 保険料は**全額損金処理!**
- 保険料の**分割払もOK!**  
(分割回数は4回です。年間保険料が8万以上の場合で、9月20日までにお手続きいただいた保険始期からのご契約に限ります。)
- 特約で『**作業対象物**』の損壊に伴う**賠償事故を補償!**  
(被保険者が直接作業を加えている財物)

(あんしん財団会員事業所専用商品) <請負業者賠償責任保険+生産物賠償責任保険>

# 第三者賠償責任保険

『不測の賠償事故から  
貴社をしっかりと守ります!』

〔保険期間〕平成24年10月1日午後4時～平成25年10月1日午後4時(1年間)

〔申込締切日〕平成24年9月20日(木)

(中途加入の場合は毎月20日締切 保険期間は翌月1日午後4時から開始となります)



# 1

## この保険は…

### (請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・作業対象物担保追加条項)

- 工事遂行中に通行人や周囲の住民など第三者にケガを負わせたり、第三者の財物に損害を与えたことにより、加入者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を控除した額)を保険金額の範囲内でお支払いする保険です。
- **生産物特約に加入の場合**、工事終了引渡し後の事故による加入者が法律上負担する賠償責任も保険金のお支払い対象となります。  
※工事終了後の賠償事故は「請負賠償のみコース」に加入された場合は補償されません。
- **作業対象物担保追加条項に加入の場合**、「作業対象物」(被保険者が直接作業を加えている財物)の損壊による加入者が法律上負担する賠償責任もお支払いの対象となります。  
※「作業対象物」とは、被保険者(加入者)が直接作業(工事)を加えている財物(その作業(工事))の対象となっている部分をいい、他人が所有するものにかぎります。  
※「作業対象物」には次のものを含みません(保険金のお支払いの対象とはなりません)。  
(1) 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する財物  
(2) 仕事(工事)の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物  
(3) 運搬中または積み込みもしくは積み下ろし中の財物 など

# 2

## あんしん財団 第三者賠償責任保険の特長

1. **あんしん財団会員限定の団体契約に適した合理的な保険料設定!**
2. **年間包括契約だから手続は年1回でOK。個別の工事ごとの付保もれの心配は一切なし!**
3. **保険料は全額損金計上!\***
4. **生産物特約セットにより、工事終了引渡し後の賠償事故も補償!**
5. **作業対象物担保追加条項セットにより、「作業対象物」の損壊に伴う賠償事故も補償!**

※今後、法改正により変更になる可能性があります。また、実際の税務処理につきましては、税理士にご確認ください。

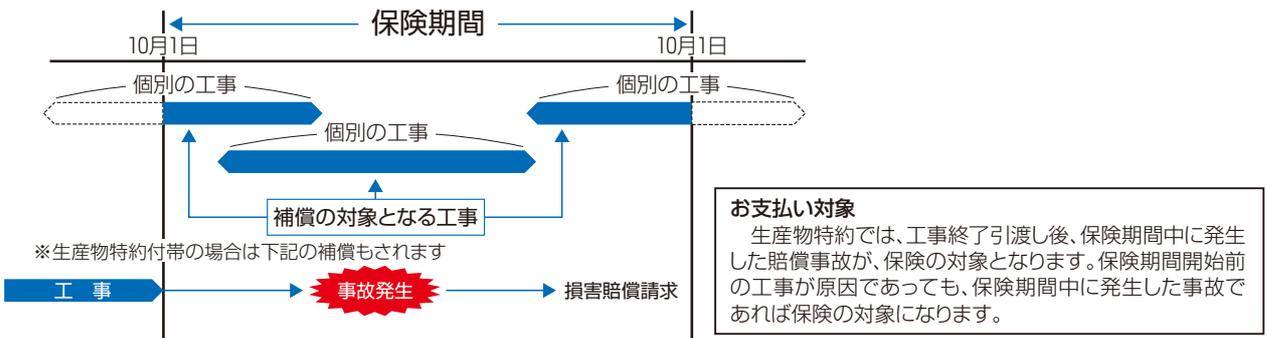
# 3

## 補償の対象となる工事

保険期間中に施工するすべての工事を対象とします。

元請工事、下請工事の区別なく補償します。

※生産物特約セットの場合は、保険期間内に発生した事故が補償の対象となります。



# 4

## 保険金額

賠償限度額 身体財物共通 **2億円** (自己負担額 1事故につき3万円)

※賠償限度額(保険金額)は身体・財物共通保険金額であり一事故の限度額でもあります。

※生産物賠償特約の賠償限度額は、期間中の限度額でもあります。

# 5

## 万一事故にあわれたら

被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただき、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。損保ジャパンまたは取扱代理店にご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた(または支払う予定の)損害賠償金の全部または一部について、保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事前にご相談ください。

# 6

## 保険金のお支払いの対象となる主な事故

(請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

補償の内容の具体例 ■次のような場合に保険金をお支払いします。

### 工事中の事故



建設現場から資材が落下し、通行人にケガをさせた。



現場の管理ミスにより子供が作業場内に入り、穴に落ちてケガをした。



建設機械で埋設管を損傷した。

### 工事終了後の事故(生産物特約)



引渡し直後のビルの壁がくずれ、隣の店舗が壊れた。



マンホールのふたをしめ忘れたため通行人が落ちケガをした。



機械の据付ミスにより工場の従業員(第三者)がケガをした。

### 作業対象物担保追加条項



設置工事を目的とした作業中の事故は補償の対象外となります。  
内装工業者が、壁のクロスの張替え工事を行なうために壁にかけてあるエアコンを外そうとしたところ、誤って落としてしまい、壁とエアコンと床に損害を与えた。



建設業者が、1部屋の壁紙全ての張替え工事を請け負ったが、その準備作業のため室内の家具を全て外に運び出そうとしたところ、運び出す途中に、タンスを玄関のドアにぶつけてしまい、タンスおよび玄関のドアに損害を与えた。



建設業者が、天井補修作業をしていて、工具等を落としても床に傷がつかないように養生シートをしていた。作業が終了し、養生シートをはがす際に、保護シートの粘着が強かったため床の一部がはがれ、床に損害を与えた。

※「作業対象物」には次のものを含みません(保険金のお支払いの対象とはなりません)。

1. 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する財物
2. 仕事(工事)の遂行のために他人から支給された資材および設置工物の目的物
3. 運搬中または積み込みもしくは積み下ろし中の財物

# 7

## お支払いする保険金

### (1) 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

- 身体賠償の場合  
治療費  
休業損失  
慰謝料



- 財物賠償の場合  
修理費、再調達に要する費用  
など



※財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

### (2) 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用



### (3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬…など



※損保ジャパンの事前の承認が必要です。

※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

**【保険料計算方法】中小企業総合サービスのHP(<http://cssbiz.net>)にて保険料の試算が可能です。**

- ①年間完工高：直近(決算)の年間完工高を百万単位で記入します。(100万円未満の単位を四捨五入して100万円単位にしてください)  
 建築工事・土木工事両方の工事を行う場合、完工高をそれぞれに分けて保険料を計算します。
- ②適用料率：年間完工高クラスに合わせた適用料率を下記料率表より転記してください。
- ③加算値：年間完工高クラスに合わせた加算値を下記料率表より転記してください。
- ④作業対象物担保追加条項保険料：年間完工高(百万円単位)下記「作業対象物担保追加条項」料率を適用し保険料を計算します。(四捨五入して10円単位にしてください)
- ⑤例を参考にして年間保険料・分割払い保険料・中途加入保険料を計算します。(四捨五入して10円単位にしてください)  
 ※中途保険期間でのご加入も可能ですが、分割払いは保険始期からのご契約に限ります。  
 ※完工高は決算書などで確認をすることができます。

下記保険料は確定保険料となります。そのため、保険期間終了後の確定精算手続きは不要です。

## 基本保険料料率表

### A <請負賠償のみ>

年間完工高	①建築工事・設備工事		②管・土木工事、その他	
	適用料率	加算値	適用料率	加算値加算値
5千万円以下	1,600	0	1,800	0
5千万円超～1億円以下	1,450	7,600	1,550	12,600
1億円超～3億円以下	1,400	12,700	1,450	22,700
3億円超～5億円以下	1,200	72,800	1,350	52,800
5億円超	850	247,900	1,350	52,800

(例1)「建築工事」のみ行う場合  
 (請負賠償+生産物賠償特約+作業対象物担保追加条項)

年間完工高57百万円の場合  
 ①請負賠償+生産物賠償特約  
 年間保険料=57百万×1,650+7,600  
 =101,650円  
 ②作業対象物担保追加条項  
 年間保険料=57百万×224=12,768円  
 (1円の位を四捨五入)  
 合計保険料=101,650円+12,770円  
 =114,420円

※年間完工高の百万円未満の単位は、四捨五入して百万円単位にしてください。

### B <請負賠償+生産物賠償特約>

年間完工高	①建築工事・設備工事		②管・土木工事、その他	
	適用料率	加算値	適用料率	加算値加算値
5千万円以下	1,800	0	2,700	0
5千万円超～1億円以下	1,650	7,600	2,250	22,600
1億円超～3億円以下	1,500	22,700	2,050	42,700
3億円超～5億円以下	1,250	97,800	1,850	102,800
5億円超	900	272,900	1,700	177,900

(例2)「建築工事」「土木工事」両方行う場合  
 (請負賠償+生産物賠償特約+作業対象物担保追加条項)

年間完工高300百万(建築200百万、土木100百万)の場合  
 ①「建築工事」(年間完工高) (適用料率) (加算値)  
 年間保険料=200百万×1500+22,700  
 +200百万×224=367,500円  
 ②「土木工事」  
 年間保険料=100百万×2250+22,600  
 +100百万×364=284,000円  
 合計保険料(①+②)=651,500円

### C <作業対象物担保追加条項料率表>

年間完工高	①建築工事・設備工事		②管・土木工事、その他	
	適用料率			
年間完工高に関係なく	224		364	

## 1 一括払いの場合

### 1年契約

A請負賠償のみまたはB請負賠償に生産物特約付帯の場合

$$\text{年間完工高} \times \text{適用料率} + \text{加算値} = \text{年間保険料 } \mathbf{a}$$

C作業対象物付帯の場合

$$\text{年間完工高} \times \text{適用料率} = \mathbf{b} \quad \text{1円の位を四捨五入}$$

$$\mathbf{a} + \mathbf{b} = \text{作業対象物担保追加条項付帯の年間保険料}$$

### 中途加入

A請負賠償のみまたはB請負賠償に生産物特約付帯の場合

$$\mathbf{a} \times \frac{\text{加入月数}}{12} = \text{中途加入保険料 } \mathbf{c} \quad \text{1円の位を四捨五入}$$

C作業対象物付帯の場合

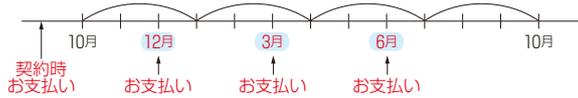
$$\mathbf{b} \times \frac{\text{加入月数}}{12} = \mathbf{d} \quad \text{1円の位を四捨五入}$$

$$\mathbf{c} + \mathbf{d} = \text{作業対象物担保追加条項付帯の中途加入保険料}$$

## 2 分割払いの場合

年間保険料が8万円以上(2回目以降の分割保険料が2万円以上)の場合に分割払いができます。支払は、「ご契約時」、「12月」、「3月」、「6月」となります(それぞれ20日消印有効)。なお、分割払用の払込取扱票は、お振込該当月までに取扱代理店より送付致します。

1年契約



(お支払い例)  
年間保険料  
116,000円の場合  
116,000円÷4=29,000円

### A請負賠償のみまたはB請負賠償に生産物特約付帯の場合

年間保険料  ÷ 払込回数(4回) 4 = 分割払い保険料  1円の位を四捨五入

ご契約時 29,000円  
12月 29,000円  
3月 29,000円  
6月 29,000円

### C作業対象物付帯の場合

作業対象物担保追加条項部分の年間保険料  ÷ 払込回数(4回) 4 = 作業対象物担保追加条項部分の分割払い保険料  1円の位を四捨五入

作業対象物担保追加条項付帯の分割払い保険料  +  =

**⚠ 分割払いは、保険始期(平成24年10月1日)からの1年契約に限ります。中途加入の場合は、一括払いでお手続きください。**

## 9 加入できる業種

### ① 建築工事・設備工事

建築工事、大工事、左官工事、石工事、電気工事、屋根工事、鉄筋工事、板金工事、塗装工事、機械器具設備工事、内装工事、建具工事 など。

### ② 管・土木工事、その他

管工事(冷暖房設備、空調設備、給排水・給湯設備、ガス管配管、ダクト工事など)、土木工事、とび・土工工事、舗装工事、造園工事 など。

※業種によっては、本制度の対象外の業種もありますので、あらかじめご了承ください。

ご加入いただけない業種…清掃業(ハウスクリーニング業を含みます。)、ビルメンテナンス業 など

4

## 10 第三者賠償責任保険記載例

加入手続きは、同封の「郵便払込取扱票兼申込書」に必要事項を記入のうえ、最寄りの郵便局より保険料をお振込いただくだけで完了です。

●あんしん財団会員のみご加入できます。会員番号を必ずご記入ください。新規加入の方で会員番号が取得できていない方は「新規」とご記入ください。

●補償開始月をご記入ください。保険期間終了は平成25年10月1日です。

●住所・加入者名(事業所名・代表者名)等は楷書で、正確にご記入ください。

●フリガナは、必ずご記入ください。

●同種の保険にご加入の場合は告知事項にご記入ください。

●生産物特約をセットするかしないか丸印を付けてください。

●作業対象物担保追加条項をセットするかしないか丸印を付けてください。

●保険料につきましては、パンフレット内の保険料算出シートまたはCSSのHPにて計算してください。

●前年度年間完工高をご記入ください。

●払込方法の一括払いまたは、分割払いのいずれかに丸印を付けてください。  
※中途加入の場合は、一括払いのみとなります。

●業種をご記入ください。

●事業所の捺印(代表者印)が必要です。

# 1 団体取扱規定

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

## この保険のあらまし

- **商品の仕組み**：この商品は賠償責任保険普通保険約款に請負業者特約・生産物特約・作業対象物担保追加条項をセットしたものです。
- **保険契約者**：財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団(通称：あんしん財団)
- **保険期間**：平成24年10月1日午後4時から1年間となります。
- **申込締切日**：平成24年9月20日(木)
- **引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等**：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - **加入対象者**：あんしん財団の会員事業所の事業主
  - **被保険者**：あんしん財団会員事業所の事業主
  - **お支払方法**：本パンフレットに同封の郵便局払込取扱票が加入依頼書兼用となっています。必ず全項目をご記入のうえ、最寄りの郵便局より保険料をお振込みください。(振込手数料は、ご加入者負担にてお願いいたします。) ※あんしん財団会員番号は、必須項目です。
  - **中途加入**：保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日午後4時(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成25年10月1日午後4時までとなります。
  - **中途脱退**：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
  - **団体割引**は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- **満期返れい金・契約者配当金**：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p><b>【請負業者賠償責任保険】</b> この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事(作業)中の事故、②請負工事(作業)を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設(資材置場等)の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p><b>【生産物特約付帯の場合】</b> この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p><b>【作業対象物担保追加条項に加入の場合】</b> 被保険者が直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分をいい、他人が所有するものにかぎります。以下「作業対象物」といいます。)の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。 作業対象物には次の①から③までに掲げる財物を含みません。 ①貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き草、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する財物 ②仕事の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物 ③運搬中または積み込みもしくは積み下ろし作業中の財物</p> <p><b>【保険金をお支払いする範囲】</b> ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p><b>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</b> ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑥被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑦排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑧被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p><b>【賠償責任保険追加条項】</b> ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染危険 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など</p> <p><b>【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)】</b> ①被保険者の下請負人およびその使用人の身体の障害に起因する賠償責任 ②被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減 ③施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理(注)に起因する賠償責任 (注)貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。 ⑤仕事の終了後(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(注2) (注1)仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 (注2)被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑦じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 など</p>

<p>*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>*事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収措置に要した費用については、保険金のお支払対象となりません。</p>	<p><b>【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】</b></p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体(生産物または仕事の目的物の一部のかしによるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)の賠償責任(その生産物もしくは仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)</p> <p>②被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任</p> <p>③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【特約条項の免責事由(作業対象物特約の場合)】</b></p> <p>①作業箇所の誤り</p> <p>②寸法の誤り</p> <p>③材料、材質、機械設備またはその部品の選定誤り</p> <p>④仕上げ不良</p>
---	--

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

### 1. クーリングオフ

この保険は、財団法人中小企業災害補償共済福祉財団を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)
  - (1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

  - (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

  - ①保険料算出の基礎数字
  - ②業務内容
- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)
  - (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

加入依頼書等に記載の住所などを変更される場合

  - (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

### 3. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成24年10月1日午後4時に始まりです。  
 \*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日午後4時(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

### 4. 事故がおきた場合の取扱い

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
    - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
    - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
    - <3>損害賠償の請求の内容
  2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
  3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
  4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
  5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
  6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
  7. 上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
  - 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
  - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
  - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

## ご加入に際して、特にご注意ください(つづき)

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 5. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 6. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 7. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は損害保険会社3社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損保ジャパンは幹事会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
株式会社損害保険ジャパン(幹事)	95%
三井住友海上火災保険株式会社	3%
東京海上日動火災保険株式会社	2%

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

### ■指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808(ナビダイヤル)(受付時間:平日の午前9時15分~午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。( <http://www.sonpo.or.jp/> )

## 問い合わせ先

取扱代理店 (株) **中小企業総合サービス** (略称: CSS)(担当: 島、田中、茂泉)

**0120-77-0174** FAX. 03-6738-8689

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-3-1 ワールド四谷ビル 【URL】<http://cssbiz.net>

引受保険会社: **株式会社損害保険ジャパン** 営業開発第二部第一課(担当: 川西)

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4026 FAX.03-3349-4860

三井住友海上火災保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社

(受付時間: 平日の午前9時~午後5時)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートデスクへご連絡ください。

**0120-727-110**

受付時間

平日/午後5時~翌日午前9時 土日祝日(12月31日~1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、概要をご説明したものです。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。

(SJ12-04231: 2012年7月25日)